

# 家電製品省エネ情報提供制度



## ○省エネ情報提供義務

エアコン、テレビ、冷蔵庫のうちいずれかを5台以上陳列販売する事業者

対象



- ・陳列する全てのエアコン、テレビ、電気冷蔵庫に省エネラベルの表示 (第41条第1項)



- ・購入者への省エネ性能の説明 (第41条第2項)

(小売事業者表示制度対象16品目: エアコン(※)、蛍光灯器具、テレビ(※)、電子計算機、磁気ディスク装置、VTR、電気冷蔵庫(※)、電気冷凍庫、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、ジャー炊飯器、電子レンジ、DVDレコーダー)

説明すべき事項

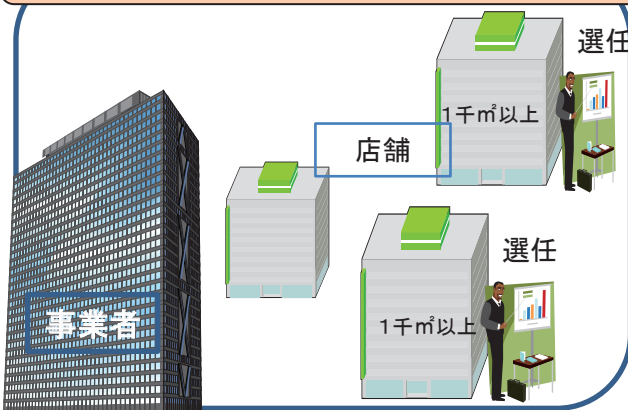
- ①省エネ性マーク、②省エネ基準達成率、③エネルギー消費効率(年間消費電力量)、④目標年度のほか品目によって年間電気料金、待機時消費電力など

上記事業者のうち  
1千㎡以上の店舗をもって販売する事業者

対象

## ○省エネルギー性能説明推進者の選任・届出

・1千㎡以上の店舗毎に省エネルギー性能説明推進者を選任し、届け出なければならない。(第42条)



義務

届出(提出)

県: 環境管理事務所

省エネルギー性能説明推進者選任届出書  
(規則様式第13号)

○県ホームページ

埼玉県温暖化対策課 <http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/ondanka/kaden/kadenseido.html>

【参考:根拠規定】

埼玉県地球温暖化対策推進条例

埼玉県地球温暖化対策推進条例（第六章抜粋）	埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（抜粋）
<p>第六章 環境物品等の購入等の促進 (環境物品等の購入等)</p> <p>第三十九条 事業者及び県民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受けるときは、環境物品等を選択するよう努めなければならない。 (温室効果ガスの排出量がより少ない機械器具の使用)</p> <p>第四十条 事業者及び県民は、電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具を使用するときは、その使用に伴う温室効果ガスの排出量がより少ないものを選択するよう努めなければならない。 (省エネルギー性能の表示等)</p> <p>第四十一条 規則で定める電気機器等（以下この条において「電気機器等」という。）を店舗において販売する事業者（第三項において「電気機器等販売事業者」という。）のうち、その使用に伴う温室効果ガスの排出量が相当程度多い電気機器等として規則で定めるもの（以下この項及び第三項において「特定電気機器等」という。）のいずれかを規則で定める台数以上陳列して販売するもの（以下この章及び第十二章において「特定電気機器等販売事業者」という。）は、販売のために陳列するすべての特定電気機器等の本体又はその近傍に、当該特定電気機器等に係るエネルギーの使用の合理化その他の地球温暖化の防止に資する性能（以下この条において「省エネルギー性能」という。）を示す事項を記載した規則で定める表示（第三項及び第五十六条第九号において「省エネラベル」という。）を付さなければならない。</p> <p>2 特定電気機器等販売事業者は、電気機器等を購入しようとする者に対し、当該電気機器等に係る省エネルギー性能について説明しなければならない。</p> <p>3 特定電気機器等販売事業者以外の電気機器等販売事業者は、販売のために陳列するすべての特定電気機器等の本体又はその近傍に省エネラベルを付すよう努めるとともに、電気機器等を購入しようとする者に対し、当該電気機器等に係る省エネルギー性能について説明するよう努めなければならない。</p> <p>(省エネルギー性能説明推進者の選任等)</p> <p>第四十二条 特定電気機器等販売事業者のうち、規則で定める規模以上の店舗を設置するもの（次項において「大規模電気機器等販売事業者」という。）は、前条第二項の規定による説明の適切な実施を推進するため、規則で定めるところにより省エネルギー性能説明推進者を選任しなければならない。</p> <p>2 大規模電気機器等販売事業者は、省エネルギー性能説明推進者を選任し、又は解任したときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。</p>	<p>(電気機器等)</p> <p>第二十五条 条例第四十一条第一項の規則で定める電気機器等は、平成十八年経済産業省告示第二百五十八号（エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置を定めた件。第二十七条各号において「経済産業省告示」という。）に定める機械器具とする。 (特定電気機器等販売事業者)</p> <p>第二十六条 条例第四十一条第一項の規則で定める温室効果ガスの排出量が相当程度多い電気機器等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下この項において「省エネ法施行令」という。）第二十一条第二号に掲げるエアコンディショナーのうち、直吹き形で壁掛け形のものをいう。）</p> <p>二 テレビジョン受信機（省エネ法施行令第二十一条第四号に掲げるテレビジョン受信機をいう。）</p> <p>三 電気冷蔵庫（省エネ法施行令第二十一条第十号に掲げる電気冷蔵庫をいう。）</p> <p>2 条例第四十一条第一項の規則で定める台数は、五台とする。 (省エネラベル)</p> <p>第二十七条 条例第四十一条第一項の規則で定める表示は、次の各号に掲げる特定電気機器等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。</p> <p>一 エアコンディショナー 経済産業省告示1-2(4)の別に定める様式</p> <p>二 テレビジョン受信機 経済産業省告示3-2(4)の別に定める様式</p> <p>三 電気冷蔵庫 経済産業省告示7-2(4)の別に定める様式</p> <p>(省エネルギー性能説明推進者の選任等)</p> <p>第二十八条 条例第四十二条第一項の規則で定める規模は、電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具の小売業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が一平方メートルとする。</p> <p>2 条例第四十二条第一項の規定による選任は、前項に規定する規模以上の店舗ごとに、その販売員を指導するために必要な電気機器等の販売に関する実務経験及び電気機器等の省エネルギー性能に関する十分な知識を有する者又は知事が適当と認める講習を修了した者からしなければならない。</p> <p>3 条例第四十二条第二項の規定による届出は、選任又は解任をした日から三十日以内に様式第十三号の省エネルギー性能説明推進者選任・解任届出書によりしなければならない。</p>

○環境管理事務所管内(省エネルギー性能説明推進者選任・解任届出先)

事務所名	事務所所在地		電話番号 FAX番号	管内市町村
中央環境管理事務所	〒330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	048-822-5199 048-822-5139	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、桶川市、北本市、伊奈町
西部環境管理事務所	〒350-1124	川越市新宿町1-1-1	049-244-1250 049-246-7885	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町
東松山環境管理事務所	〒355-0024	東松山市六軒町5-1	0493-23-4050 0493-23-4114	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、吉見町、滑川町、嵐山町、小川町、毛呂山町、越生町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父環境管理事務所	〒368-0042	秩父市東町29-20	0494-23-1511 0493-23-6679	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町
北部環境管理事務所	〒360-0031	熊谷市末広3-9-1	048-523-2800 048-526-3949	熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
越谷環境管理事務所	〒343-0813	越谷市越ヶ谷4-2-82	048-966-2311 048-966-5600	草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
東部環境管理事務所	〒345-0025	北葛飾郡杉戸町清地5-4-10	0480-34-4011 0480-34-4785	行田市、加須市、春日部市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、騎西町、北川辺町、大利根町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町

○問い合わせ先:埼玉県環境部温暖化対策課 企画調整担当

電話:048-830-3037(直通) FAX:048-830-4777

E-mail: a3030-11@pref.saitama.lg.jp

住所 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

又は上記最寄りの環境管理事務所まで



彩の国  
埼玉県